

職員の職に関する規則

〔昭和 49 年 5 月 14 日〕
〔本部規則第 1 号〕

改正	昭和 57 年 9 月 22 日本部規則第 3 号	昭和 58 年 3 月 12 日本部規則第 2 号
	昭和 59 年 3 月 26 日本部規則第 3 号	昭和 59 年 5 月 2 日本部規則第 6 号
	昭和 63 年 4 月 1 日本部規則第 2 号	平成 元年 4 月 3 日本部規則第 2 号
	平成 3 年 2 月 4 日組合規則第 2 号	平成 4 年 12 月 22 日組合規則第 5 号
	平成 6 年 5 月 31 日本部規則第 2 号	平成 7 年 12 月 19 日組合規則第 5 号
	平成 10 年 3 月 17 日組合規則第 4 号	平成 13 年 3 月 27 日組合規則第 4 号
	平成 15 年 4 月 1 日組合規則第 7 号	平成 18 年 7 月 18 日組合規則第 8 号
	平成 19 年 3 月 27 日組合規則第 7 号	平成 21 年 3 月 26 日組合規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 16 条第 2 項に規定する消防吏員の階級及び当該階級に対応する職については、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、昭和 49 年 5 月 15 日から施行する。

附 則(昭和 57 年本部規則第 3 号)

この規則は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年本部規則第 2 号)

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年本部規則第 3 号)

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年本部規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 63 年本部規則第 2 号)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年本部規則第 2 号)

この規則は、平成元年 4 月 5 日から施行する。

附 則(平成 3 年組合規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年組合規則第 5 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年本部規則第 2 号)

この規則は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年組合規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年組合規則第 4 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年組合規則第 4 号）
この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年組合規則第 7 号）
この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年組合規則第 8 号）
この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年組合規則第 7 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年組合規則第 4 号）
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表

階 級	職	
	本 部	署（警防隊）
消 防 監	消 防 長 参 事	
消防司令長	次 長 課 長 参 事	署 長 副 署 長 課 長
消 防 司 令	課 長 補 佐 参 事 補 佐	中 隊 長 課 長 補 佐
消防司令補	係 長 主 査	係 長 小 隊 長 主 査 副 小 隊 長
消 防 士 長	主 査 主 任	主 査 主 任 副 小 隊 長
消防副士長	副 主 任	副 主 任 隊 員
消 防 士	主 事	主 事 隊 員

* 副小隊長、隊員については、警防隊編成上の職務として配置する。